

国民経済のありかたをめぐる考察

榎 満 信

キー・ワード：国民経済、TPP、EU

1 はじめに

2015年10月5日、環太平洋経済協力協定(TPP)の交渉が大筋での合意に達し、2016年2月4日に署名が行われた。これ以後は、交渉に加わっている12カ国それぞれの議会にて承認を受けることでTPPは動き出すこととなった¹⁾。日本では承認案は衆議院・参議院の両方で可決し2016年12月9日に成立したものの、アメリカでは大統領選挙の民主党側の候補者を目指したB. サンダースや共和党側の候補者D. J. トランプにより、TPPに対するつよい反対運動が繰広げられてきた。とくにトランプは移民を追い遣ったり安全保障や地球温暖化対策などについて消極的な物腰でアメリカ第一主義を唱えたりしてきたために、TPPに反撥することがすなわち内向のナショナリズムであるとして捕えられるようになった。日本においても、TPPに加わるのはグローバル化に与する「良いこと」であり、加わらないで守に入ってはならないという声がさかんに聞こえた。

他方でヨーロッパにおいては、2016年6月に、イギリスがヨーロッパ連合(EU)に留まるかそこから抜けるかの国民投票が行われた。結果は僅差ながらも後者に軍配が上がるというもので、世界に衝撃が走った。このときも、前者はグローバル化に繋がる良い選択で、後者はナショナリズムに繋がる後向きな選択であるとされがちであった²⁾。

我々は、いま同時に進んでいる反TPPの動きとイギリスがEUから抜けることとは、根を同じくする・非常に大事な事件であると考えている。しかもそれが、「グローバル化かナショナリズムか」という歪んだ選択肢の下で

論ぜられていることに危ういものを感じざるをえない。

この取り組みでは、まず TPP と EU とのそれぞれについて節を設け、我々が問題とすべき点がどこにあるのかをはっきりさせる。次いで、「グローバル化かナショナリズムか」という選択肢以外の可能性について考察を行う。

2 TPP に纏る問題点

そもそも TPP は世界の貿易小国（シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド）が寄り集まり、取り引きを盛んにするために考え出したものにすぎなかった³⁾。2010年に交渉が始まり、その年のうちにアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが加わり、世界でも大きな規模の経済交渉に変わった。さらに2012年にメキシコとカナダとが交渉に加わり、11ヵ国での交渉となった。

日本では民主党（当時）の菅政権のときにいきなり政府から TPP の話が出てきた。その後野田政権を経て、2013年、自由民主党の安倍政権の下で日本も交渉に入ることになる。交渉の中身は外部にろくに知らされなかったとはいえ、「一切の関税をなくす」という謳い文句から、この協定が帯びている異常な性格の一端はかいま見ることができた。加えて、日本とアメリカとは他の10ヵ国とは別に並行協議も行っていた。そして初めにも述べたように2015年10月に12ヵ国の間で大筋合意に至り、2016年2月には署名が行われた。

さすがに現実の交渉は例外なき関税撤廃などという極端な条件では進みえず、数多の条件が非常に込められた形での合意となった。そのことは、全30章に及ぶ協定文が恐ろしく浩瀚である——実に622ページもある——ことから窺える⁴⁾。日本ではかなり早い段階から、農産物の関税が（ほとんど）なくなって安い農産物が海外から押し寄せて農業者の仕事が成立たなくなるのではないかということと、今でさえ4割ほどしかない（エネルギー・ベースの）食料自給率がますます低くなるのではないかということとについて、つよい懸念が抱かれていた。そうしたことから、コメ、麦、甘味資源作物、牛

肉・豚肉、乳製品を「重要5品目」と名付け、これらについては関税を残すことが交渉を進める上での絶対的な条件とされた。それは同時に、TPPの交渉で扱われる農業以外のさまざまな事柄が人々の注意から漏れることをも意味していた。

重要5品目についての合意内容のうち、代表的な点を見ておこう⁵⁾。コメは、関税（1キロあたり341円）は保たれたものの、13年目以降、アメリカから7万トン、オーストラリアから8400トン輸入することが決められた（今はそれぞれ5万トン、6000トン）。牛肉は、今は38.5パーセントの関税を課しているものの、段階的に税率を下げ、16年目以降に9パーセントにまで下げることとなった。豚肉は、従価税に関しては（今4.3パーセントであるものを）2.2パーセントに下げ、それも10年目にはなくすことに、また従量税に関しては、今1キロあたり482円であるのを125円まで下げ、10年目以降は50円まで下げることとなった。あと、牛肉、豚肉についてはセーフガードが認められる。乳製品、甘味資源作物、麦はこれまでの形を保つこととなった。

この結果について、「日本は重要5品目をどうにか守った」という見方もできなくはない。ただそれは、あらゆる関税を取り払うとしていた最初の掛声と比べるならばの話である。畜産業をはじめ、関税で守られる程度はこの先大幅に狭くなるわけであり、常識的に考えれば重要5品目は守れなかったというべきであろう。

このように、もっとも譲れないとしていたものですら、TPPに入った後は輸入品に（値段の面で）負けてしまうことが予想される。のみならず、重要5品目以外の農産物ではもっと劇的に関税が取り払われるものもある。

これまで、安い輸入品が押寄せてくることで国内農家がやってゆけなくなり今よりさらに自給率が下るのではないかという不安から世間の目をそらすかのように、攻めの農業ということがうたわれてきた。まるで、日本がTPPに入ることによって、日々民衆が口にするようなものは海外産に明け渡し、代わりに、海外でも勝負できるような高級食材——それらは民衆が普段手が出ないようなものである——を輸出することで「数字上」自給率を上

げる（あるいは下る幅を小さくする）ことを画策しているかのようである⁶⁾。高級食材を毎日食べるだけの資力のない者はこれから先、遺伝子組み換えでつくられた輸入青物や成長ホルモンやら抗生物質やらを大量に使われた輸入魚・輸入肉しか食べられなくなってゆくのかかもしれない⁷⁾。

日本はすでにカロリー・ベースでの自給率が4割しかなく6割を輸入に頼っているわけであって、この上安い農産物がどっと流れ込んでくることになれば、自給率がなお低くなって食料安全保障の面できわめて深刻なこととなる⁸⁾。スーパーに行って、国産の食材と輸入食材とが原産地表示つきで並んでいれば、いくら高くとも国産のものを買いかごに入れる人は多いであろう。では、コンビニエンス・ストアの弁当や外食ではどうか。コンビニ弁当も外食も、食材が安く手に入ればそれだけ安い値段で売ることができるようになるわけであるから、積極的に安い輸入食材を使うことになろう。消費者も、スーパーにて（原産地表示つきの）食材を買うときは異なり、原産地が必ずしもいちいち示されないコンビニ弁当や外食の値段が安いことを喜ぶのではないだろうか。その分国産の食材が確実に売れなくなり、国民はじかに安い輸入食材を買った意識があまりないままに、結果的には国内の農家を追い遣ってゆくことになるおそれがあると我々は考える。

日本が農業をはじめとしたさまざまな経済取引にて激しい競争にさらされることが避けられないにもかかわらず、TPPに入らねばならないのはなぜか。その理由としてよく言われるのは、TPPに入ると海外市場をなお取り込んで経済の成長が見込めるといふものである⁹⁾。政府による試算では、平成26年度に比して、農林水産分野における生産額が1300億円から2100億円の範囲で減る反面、実質国内総生産（GDP）は2.6パーセント（14兆円）増え、雇傭は八十万万人増えることになっている¹⁰⁾。これが本当であるとすれば、補償原理の考えそのままに、TPPに向って突進んでゆくことが望ましい選択肢であるということになる。

ただ、一般均衡モデルを用いたこの試算には、よく飲み込めない点がいくつかある。たとえばこのモデルには、貿易が盛んになることで生産性が上がる

という前提が入っている。ところが12カ国のうちで大消費国といえばアメリカしかなく、アメリカ以外で日本のものが大量に輸出できる国はないといっ
てよい¹¹⁾。たしかに農産物はこれまでより輸入量が増すことになりそうである。とはいえ、輸入が増すことで生産性があがるはずもない。

ほかにも、生産性があがるのに伴って労働供給が増すという前提も入っている。これもなぜそういうことを前提できるのかよくわからない。八十万人も雇傭が増すという点にしても、すでに事実上の完全雇用に至っている日本でそれほど意味があるとは思われない¹²⁾。

日本がTPPに入るのをよしとする基本的な論理とは、農業においては安い輸入品がたくさん入ってくることでいくらか農家の犠牲を伴うかもしれないものの、それをはるかに上回る輸出が見込めるので経済全体としては豊かになるはずである、というものである。また、日本はこの先人口がどんどん減っていったほとんどの分野で国内市場が小さくならざるをえないため、海外の需要に頼らないと国内の企業が持たなくなるという論理もある。いずれにおいても、TPPに入ることで輸出が伸びることが当然のこととされている。だが、松原隆一郎のように、TPPに入れば純輸出が伸びるという主張自体に疑問を投げかける研究者もいる¹³⁾。松原は言う。

「TPPを日本に持ちかけてきた米国は、「中心国」であることを捨て日本への輸出に活路を見出そうとしている。日本にとって必要なのは、TPPで重商主義の幻想をつなぐことではなく、「自然な資本投下の順序」を回復して内需を拡大することだろう。¹⁴⁾」

松原の言うように純輸出の拡大が不可能であるとすれば、TPPに入ったことで日本はもっぱら食料自給率をさげるだけに終わった、ということになりかねない。

さらに、TPPは単に農業についての協定ではけっしてない。さまざまなものの貿易に加え、貿易以外の取引に関しても実にこまかいことが決められており、投資、電子商取引、知的財産などの実に広範な事柄について合意を交わしている。それにもかかわらず、日本では一般に農業への影響だけがや

たらに大きく取り上げられている。福田泰雄は、TPPの広汎な対象分野のうち、特に重大である(と彼が考える)農業、衛生植物検疫措置、知的所有権、金融、投資、規制関連協力についてその問題点を探求している¹⁵⁾。これらの中でも福田がつよく問題視しているのは、実物投資および金融投資に関して投資権益を守るために投資家対国家の紛争解決(ISDS)条項が定められてあり、その仲裁を国際機関——それはアメリカ政府、企業の影響下にある——が担うこととされている点である。国の議会が自分たちのことを自分たちで決めても、それを外国の企業によって潰されてしまうことが予想されるからである。

「各国政府、国民は、それぞれの発展状況に応じて産業政策、市場政策、あるいは環境・労働政策等の公共政策を実施する権利を有し、これら政策分野において投資政策は重要な位置を占める。米国のTRIMプラスは、これら各国固有の政策権限・公共空間の解体、国民の生活権の否定につながる。¹⁶⁾」

アメリカ大統領選挙の選挙人選びの結果により、TPPが発効する見通は小さくなった。だが合意は残っており、しばらく時間をおいてから発効することもありうる¹⁷⁾。TPPにはたしかに関税を大幅に引下げるという役割がある。とはいえ、30章にわたってこまかく決りが設けられている点からしても、自由貿易を進めるための協定とはいえまい。さらにいえば、TPPとグローバル化ということとがしばしば同一視されるものの、交渉に加わった国は12カ国であって、そこに与っていない国には基本的に拘りのない話である。

次に、もう一つの大切な問題に移ろう。

3 EUにまつわる問題点

3.1 EU略史

この節では、この取組みに係わるかぎり、EUのこれまで辿った道程やものの決め方について確認しておきたい。

ヨーロッパにはかつて古代ローマ帝国があった。現代までに時代は大きく

隔たっているとはいえ、これが今のEUにつながるものであったともいわれている¹⁸⁾。ローマ帝国がばらばらになってしばらくした後、14世紀になって、キリスト教を軸にした共和国を築くことがP. デュアボによって唱えられた。それから数世紀間にわたってさまざまな人物が、域内の統合と域外への対抗との二つの面からヨーロッパを一纏めにすることを唱えた。

第一次世界大戦が済んだ後、R. N. E. クーデンホーフ＝カレルギーが「汎ヨーロッパ運動」を打出した。彼はヨーロッパが衰えてゆくのを憂え、ドイツとフランスとが啗合わずに力を合わせてアメリカのような合衆国を目指すべしと考えた。国の大きさと経済活動の規模とが合っていないことが問題であると考えたクーデンホーフ＝カレルギーは、国境をなくして経済圏を大きくしたかったのである。1926年に汎ヨーロッパ会議が開かれるところまでは漕着けたものの、その後の時代は軍へと向かい、クーデンホーフ＝カレルギーの望んでいたものとは相容れない暴力的な覇権的統合を目指す勢力が頭を擡げてきた。合衆国が作られることはなかった。

第二次世界大戦の後、マーシャル・プランを経て、1948年にハーグ・ヨーロッパ大会が開かれた。これを受けて同年、ヨーロッパ統合研究委員会が設けられた。この中で、大陸の唱導者たちが考えていたものとイギリスの人たちの考えていたものとが違うことがはっきりしてくる。すなわち、前者が国の主権を手放すことまでも含んだ聯邦制を考えていたのに対し、後者はあくまで国家主権を堅持した上での国際組織を考えていたのであった。軍配は後者に上った。そうして49年に出来たのがヨーロッパ審議会であった¹⁹⁾。

その3年後、J. O. M. G. モネの考えに則って、ドイツとフランスとの石炭資源と鉄鋼業とを一緒に管理するヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (ECSC) が作られた。この ECSC は2002年になくなったとはいえ、今の EU へと続く第一歩としての役割を果たしたことは間違いない。そこに加わったフランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクこそが EU の原加盟国である。大事なのは、こうした共同体が築かれたねらいである。それは、これらの国々の間で何遍も繰り返されてきた血みどろの争いから抜け出

し、共通の運命を定めるべく独立した共同体を築くというものであった。それから数年後、分野を跨いだ経済統合を進めるべく、ECSCと同じ6カ国によるヨーロッパ経済共同体 (EEC) がローマ条約によって拵えられた。そこにおいてはいくつもの目標が掲げられていたものの、柱となっていたのは関税同盟と共通農業政策 (CAP) とであったといわれている。

1969年、ハーグにおいて開かれたヨーロッパ首脳会議の場で重要な方向性が打出された。経済通貨同盟 (EMU) を作るという話である。さらに79年には、ヨーロッパの通貨をドルの乱高下の悪影響から守るためにヨーロッパ通貨制度 (EMS) が考出された。この後、85年のヨーロッパ市場白書、87年の単一ヨーロッパ議定書が出され、市場の統合がなお進められていった。

EMS は、それぞれの加盟国に自国通貨の変動を一定の幅 (上下2.25パーセント) の中に収めさせるというもので、中心相場としてヨーロッパ通貨単位 (ECU) なるものが定められた²⁰⁾。EMS の仕組は99年にユーロが生れるまで続いたことから、結果的にこの ECU がユーロに引継がれたことになる。この制度のもとでは、通貨の値打が許される幅を超えて落ちそうになった際にその国は外貨を持っている必要がある。このため、それぞれの国は黒字国 (すなわち西ドイツ) に合わせて金融を引締めなければならないという構図になった。

通貨統合には、固定為替相場になるのと同じ利点がある。ただ、EMS の時点ですでに露になっていたように、金融政策がなくなるという大きな問題点がある (EMS のときに見られたのは、変動を一定の幅に収めるための手立になってしまっていた姿であった)。

EU はマーストリヒト条約 (1992年調印、翌年発効)、アムステルダム条約 (1997年調印、翌々年発効)、ニース条約 (2001年調印、翌々年発効)、リスボン条約 (2007年調印、翌々年発効) によって形作られてきた。ユーロを取入れることは、政治同盟を目指すことと並んでマーストリヒト条約の時点ではっきり決められていた。ここでユーロ参加国は、インフレーションの程度についてなどの条件に加え、財政赤字についての制限 (年々のフローにつ

いてはGDPの3パーセント以下、ストックについては60パーセント以下とすべしというもの)をも課された。金融政策だけでなく、マクロ政策のもう一つの柱である財政政策もまた、各国は自分の判断で打つことができなくなったのである²¹⁾。

次のアムステルダム条約ではシェンゲン協定(1985年にEUと別に出来た・国境検問廃止条約)が条約に加えられほか、自由、民主主義、人権尊重、法の支配といった考えが先々のEU拡大を見越して定められたりした。中央ヨーロッパ、東ヨーロッパの国々まで加盟してにわか膨れ上ることを踏まえ、ニース条約、リスボン条約にて政策の決め方がさまざまに改められた。とくに後者では、ヨーロッパ理事会常任議長(大統領)や外務・安全保障政策上級代表(外務大臣)を設けたり特定多数決のやり方を変えたり等、大掛りな改革が行われた^{22) 23)}。なおリスボン条約に先立って「ヨーロッパ憲法条約」なるものが企てられていたものの、フランスやオランダでの国民投票で撥除けられ、日の目を見ることはなかった。統一国家を聯想させる要素が鑿められていたからであるといわれる²⁴⁾。

EUは2012年にノーベル平和賞を授けられている。授賞理由は「EUがその前身の時代も含め、六十年以上にわたってヨーロッパにおける平和と和解、民主主義と人権の向上に貢献してきた」というものであった。

3. 2 EUで現実に起きている事態

この節では、いま実際にEUにて起きていることを見てゆく。誰が見ても、もともとの理念からずいぶん掛離れたことになってしまっているという認識を抱くのではないだろうか。

今日EUが陥っている状況を鋭く抉っている経済学者の一人がW.シュトレックである。彼は『買われた時間』(2013年)において、EUはF.A.ハイエクが八十年近く前に描いたヨーロッパ連邦国家の姿にそっくりになってきていると指摘している。

シュトレックはまず、今日の先進国は銀行危機、国の財政危機、实体经济

の危機という三重の危機に見舞われているという考えを示す。そしてこの四十年間に起きてきたことを分析するために、経済を構成する主体として国家、資本家、賃銀依存者という三つを挙げる。彼によると、1970年代に戦後の民主主義的資本主義が資本家の働掛けによって新自由主義へと舵を取った。このことに伴う弊害を小さくするべく、拡張的な通貨政策、国の赤字財政、そしてさらに国から家計への債務の付替えということが相次いで行われた。上記三つの危機はこうしたことの結果として招かれた——シュトレークはこう唱える。こうした事態を前にした資本家は、自分たちにたすけの手を差し延べてくれる国ではなく、大衆民主主義と縁を切るほうを選ぶ。

1970年代以降、豊かな民主主義国では公共サービスのために必要な税金が十分に集められなくなり、公債をたっぶり出すことを余儀なくされてきた。これは民主主義の力がつよまって大衆があれもこれも求めたからでなく、新自由主義が社会に滲透してきたこと、もっといえば、豊かな層が納める税金がうんと下げられたことから起きたのであった。これをシュトレークは「租税国家の負債国家への変形²⁵⁾」と呼ぶ。このためにそれまで行政が担ってきたサービスを私的な主体が担うようになった。あまつさえ、豊かな層は、自分たちが僅しか税を払わないことが原因で発行された巨額の公債の「持主」として、なんと国を規律付けるほうの立場に回る。

「負債国家としての国はそれによって、社会の階層関係とそこに内在する社会的不平等との永続化に貢献する。さらに国は、「市場」という形で入ってくる債権者たちによる統制に、自身と自身の活動とをさらす。²⁶⁾」

こうして国は、国民の声だけでなく「市場の声」に耳を傾けざるをえなくなる。

「『市場の力』を通して単一民族国家の主権が制限されるということは、その国民たちの民主主義的な決定の自由を制限し、市場の民—それは国の資金調達にとってなお欠かせないものとなっている—に対して相応する権限を与えることにほかならない。²⁷⁾」

いま見てきたのは、豊かな民主主義国で起きている現象であった。気を付

けねばならないのは、豊かな民主主義国に起きてきた国の主権の縮小が、EUにおいて進んでいる「ある事態」と繋がっているという点である。

ここでシュトレークが目指すのがハイエクの論文「各州間の聯邦主義の経済的条件」(1939年)である²⁸⁾。ハイエクは、安定した国際平和を得るには国家聯合が必要であると考えた。そのために経済面で求められるのは、それを構成する国々の間で経済秩序が揃っているということ、さらに、それぞれの国がもともと行っていたような政策を国家聯合では行うことを諦めねばならない、ということであった。これら二つを合わせると、国家聯合における経済は自由主義的な単一市場という形しか取りえないということになる。ヨーロッパ統合が始ったころは経済運営はあくまでケインズのものが想定されていたため、このハイエクの考えは現実的なものとは見えなかった。ところが驚くべきことに、1970年代の終りごろからヨーロッパが歩んだ道というのは、ほとんどハイエクの述べたとおりのものであった。シュトレークは言う。

「ハイエクの論文は、ヨーロッパ統一の制度が、よしもともとまったく違ったふうにもくろまれたのだとしても、時代とともに配列されてゆく力線をまるで計算したかのようである。²⁹⁾」

統合に際してもともと考えられていたような社会的次元は徐々に反故にされ、他方で民衆の声が国を越えて繋る仕組みろくにないEUは今や、ハイエクの望んだとおりのものとなってしまった。

「生じたのは、市場や市場の自由がのりを超えることにより、単一民族国家の法秩序、政治的力関係、民主的意思形成がどんどん重なり合って動かなくなった中で今日に至るまで安定している「不都合な」——「好ましい」なしの——統合の型である。³⁰⁾」

このことと並んで、ヨーロッパ各国は債務国家から「財政再建国家」なるものへと変貌しつつあるとシュトレークは分析する。財政再建国家とは、国債を持っている側の金利生活者——この金利生活者は、かつてJ. M. ケインズが非活動階級として安楽死を望んだ階級であった——の利益を優先し、

国内経済がどうなっていくかがつねに財政再建へと追い立てられ、民衆への公共サービスを容赦なく押さえ込んでゆく国のことである。これを首尾よく成し遂げるには、EUという超国家的な枠組み（とくに共通通貨）がまさにあつらえ向きの制度となる。「民主主義によって市場が飼い慣らされる代わりに、市場によって民主主義が飼い慣らされている³¹⁾」状況である。

（今なお多くの人によって信じられているように）ユーロだけは何があっても守り抜かねばならないということになれば、債務に苦しんでいる地中海辺りの国々は、国を立て直すにはもっぱら財政規模を小さくしていった国民を痛めつけるしか手がなくなる。シュトレークにはこうした事態が許しがたいものとして映る。たまりかねて彼は言う。「今日、「市場」は人間に適應すべきであってその逆ではないと思うことは、正気の沙汰でないと思なされている³²⁾」と。

シュトレークはこうしたつよい危機感をもとに、「民主主義的な変更から守られた・資本主義的市場経済による独裁のハイエク的社會モデルが完成する³³⁾」ことをはばまねばならないとする。「大事なものは、もし必要ならば社會の平穩や成長については犠牲にして、新自由主義的な成長から排除された人たちの状況を改善することである。³⁴⁾」その具体的なてだては通貨切り下げである。

「〔通貨切下げの権利〕は（……）利益やアイデンティティー——それらは〔資本主義的な拡張・合理化圧力〕を妨げるもので、大きな国内市場の自由貿易世界においては大衆迎合主義や民族主義の中にあつて掻き消されかねない——に対し、市場から求められる柔順な自己商品化へ抗うための現実的・集合的な代替物を提供する。切下げのできる国々は、自国の前資本主義的もしくは反資本主義的な遺産を片付けるかどうか、どのぐらいの速さでそうするか、さらには、どういう方向に〔そうした遺産〕を変えたいか、といったことに関して自分たちで決めることができる。³⁵⁾」

もちろん今のユーロ体制下ではこうしたことはできない。シュトレークは、「ヨーロッパ通貨同盟というものは政治的に誤りであつた³⁶⁾」のだから

もうそれにこだわるのはよして、かつてのブレトン・ウッズ体制のように、「弾力的に調整できる固定為替相場³⁷⁾」を用いるべきではないかと唱える。その具体的な体系までは彼も示していない。ただ、次のことは強調している。

「とにかく肝要であるのは、凡てに関する統一通貨でなく、国家主権によって民族国家の民主主義や民主主義の発展可能性を確保しうるように、国家の諸通貨制度を緩く結付けることであろう。³⁸⁾」

シュトレークには、今の形のユーロにこだわることこそが真に望ましいヨーロッパ統一を実現不可能なものとしてゆくようにしか見えていないのである。

「[民主主義的かつもっともな] 答が目標としているのは、(……) 国々を罰することではなく、救って復権させることである。したがって不平等の弁護どころか、ヨーロッパ諸国民の統一へ向けた唯一の道としての政治的な調整の可能性——それは今日、統一を規律付けの手立としてのユーロによる市場統一として動かしている人たちによって脅かされている——が重要になる。³⁹⁾」

シュトレークはドイツ人である。EUにおける強者ドイツの人でありながらも強者の立場に立たずにこうした政策を打出すところに、我々は経済学者としての矜持を感じる。また、資本主義の長期的な移り変りを理論的に分析し、さらにはそれをEU経済の分析と纏め上げたことも見事であるというほかない。通貨についての政策提言も、(実現できるかどうかは別として) 具体的に示している。ただ、長期的な視点からヨーロッパ経済を思い通りに動かしている意思決定主体が本当にいるのか、いるとすれば具体的に誰なのか、ということが必ずしもはっきりしないことが気になる。

ともあれシュトレークの説は、1970年代の終わりごろからEUは新自由主義的なものになっていったというものであった。これに対し、社会学者F. ドゥノールと政治学者A. シュワルツとは『欧州統合と新自由主義』(2009年)において、ヨーロッパ統合はそもそも最初から新自由主義的なものを目指していたと指摘する。「冷戦終結後の新自由主義的ヨーロッパは、60年ほど前

に「創設の父たち」が切り開いた道から逸脱しているのではない⁴⁰⁾」というのである。彼らは、「今日形成されているようなヨーロッパにおいては、社会的ヨーロッパは実現しないだろう⁴¹⁾」と言切る。

「我々の同時代人の一部は、欧州建設が採用した道筋をどのように形容すべきかと躊躇いを示すが、1960年代の観察者がそんな様子を見るなら、啞然とするはずだ。欧州建設が新自由主義的発想でなされたのは、当初から一目瞭然だったのだから。ヨーロッパの大儀に最初に身を捧げた人々の中に、新自由主義の信奉者たちが含まれていたということもあるが、たんにそれだけの話ではない。注目すべきは、彼ら新自由主義者のイデオロギーこそが、創設以来のドイツ連邦共和国の指導者層に発想を与えてきたという事実だ。⁴²⁾」

ドゥノールとシュワルツとによれば、新自由主義は、W. リップマンの出した書物を記念して1938年にパリにて催されたシンポジウムに始まる。古典的自由主義と集産主義との間を行くものとして新自由主義を位置付けたそのシンポジウムには、26名の知識人や実業家が集った。その中には、ドイツ人のW. レプケやA. リュストウ、フランス人のR. C. F. アロンやJ. リュエフやR. マルジョラン、オーストリア人のL. H. E. ミーゼスに加えて、ハイエクも入っていた。ドゥノールとシュワルツとも、シュトレークと同じく、ハイエクによる論文「各州間の聯邦主義の経済的条件」に触れている。ただシュトレークと違って、ハイエクはこのころの新自由主義者たちの中の一人として扱われている。

ドイツはすでに1949年に新自由主義（オールド自由主義）を選っており、そのうちの一派に属するA. ミュラー＝アルマックが、「競争的メカニズムの自由な作動に適合しうるような法的・制度的枠組みを創出するだけでは不十分であり、何らかの社会関連政策を遂行することによって、市場経済の諸要請に適した人間行動を促してい⁴³⁾」くための仕組を唱えた。これこそが「社会的市場経済」の中身であって、ドゥノールとシュワルツとに言わせれば、社会主義とはそれほど係りが無い。

1957年に調印されたローマ条約もこの路線の上にあるものであった。フラ

ンスもこの考えに取込まれた。他方、「上方への社会的調和という理念は、数十年を経た今日でもなお、假想上の存在たる「社会的ヨーロッパ」にとってはクローゼットの中の死体にとどまっている。⁴⁴⁾」その後、1960年代に入るとEUにCAPが登場する。80年代に予算の七割を占めていた（今は三割）というこのCAPは、一見すると、新自由主義に合わないものであるようにも思える。だがドゥノールとシュワルツとによれば、これは正に「社会にもたらず衝撃を和らげながら構造改革を推進していくに当たり、新自由主義者たちが愛好する⁴⁵⁾」「社会関連政策」に他ならない。

ドゥノールとシュワルツとはまた、1979年にヨーロッパ司法裁判所が出した判決——もともとは「レーヴェ・ツェントラル（株）対連邦アルコール独占局」という題であったけれども、後に「カシス・ド・ディジョン判決」と呼ばれるようになる——を重視する。これは酒の貿易をめぐる地味な判決であったにもかかわらず、その後のヨーロッパ諸国間での法律の調整のやり方をはっきり定めてしまった（法の相互承認）からである⁴⁶⁾。この「カシス判決」はヨーロッパ委員会がわざわざ解釈を示したことでその影響力はつよめられ、そこから先の政治の指針に繋がった。

この後、ドゥノールとシュワルツとはユーロの分析へと移る。そこでは、M. H. サッチャーとJ. L. J. ドロールとの目差すものが実質的にほとんど違わなかったこと、ヨーロッパ委員会が（「社会的ヨーロッパ」など念頭になく）もっぱら通貨同盟を成し遂げるべく働いていたことなどを描いている。ドロールはマーストリヒト条約を拵えるに際し、「社会的ヨーロッパ」の側面（端的には雇傭）を織込もうと試みた。だがそれは叶うことがなかった。何となれば、この条約でもくろまれていたのは各国のフローおよびストックでの財政赤字の制限、為替相場の安定、インフレーションの抑制、金利の収斂、といったものであったからである。こうした在方について、ドゥノールとシュワルツとは「予算上の主権という考えをすべて捨て去ることに等しい⁴⁷⁾」と指摘している。次の引用を見ても、ユーロに関しての彼らの見方はシュトレックとはほぼ同じと理解して差支えなさそうである。

「単一通貨を誕生させることによって、またその実現に際して過酷な条件を課すことによって、欧州連合に関する一連の条約は、ヨーロッパにおける公権力の活動様式の再設定を行ってきた。各国は予算政策と通貨政策という両腕の切断を受け入れるのみならず、なおいっそう都合のよいことに、頭部を欠いたヨーロッパに満足した様子である。つまり、競争の健全な管理と自由貿易の促進以外の経済政策を持たない、そのようなヨーロッパに満足しているのである。⁴⁸⁾」

EUは、もともとの2本柱であった農業政策と競争政策とのうちの前者については手を引く一方であるのに対し、後者はどんどん推し進めつつある。こうしたことをもかんがみ、ドゥノールとシュワルツとは、フランス社会党の示してきたような考え——いまEU内で猛烈ないきおいを得ている新自由主義路線は、いずれ迎える「社会的ヨーロッパ」に行着くためにあくまで一時的に取っている「戦略的選択」にすぎないというもの——に与しない旨をはっきり述べている。その上でかなり思い切った提言を示す。

「真の「社会的ヨーロッパ」を打ち立てる方法は、隠されているわけではない。「自由主義的既得事項」を撤回し、欧州経済秩序の三つの柱（マネタリズム、自由競争、自由貿易）をドロップハンマーで打ち壊し、まったく異なった基盤の上に経済秩序を再構築しなければならない。規制緩和の嵐に対して、政治的規制の傘をかざし、社会保護の壁を築き上げなければならない。必要不可欠な措置についても、よく知られている——欧州中央銀行に授けられている独立性を撤回し、組織だった成長・雇用政策にこの機関を奉仕させること。諸市場（とりわけ金融市場）の規制緩和に終止符を打ち、経済の主要部門（公共サービス、交通機関、銀行）の社会化を促進すること。ソーシャル・ダンピングを妨げ、各国の税制と社会的諸権利を上方へ調和させていくこと。最後に、全面的な自由貿易主義に代えてある程度の保護貿易政策を、すなわち、社会的・エコロジー的諸目標の実現に合った一定の貿易規制を導入すること。こうした一連の措置が求められているのである。⁴⁹⁾」

彼らの議論の特徴は、一つ一つの意思決定に際してだれがどのようにかか

わっていたかという・人と人とのつながりを丹念にたどっている点、「社会的ヨーロッパ」の居場所がどこにあったのか（あるのか）ということの新自由主義とくらべながらずっと追っていつている点にある。（シュトレークと違って）経済学者でない分、通貨統合よりも広く問題を見つめ、ヨーロッパでの社会政策全般を回復することをめざした提言を示している。

4 国民経済の置かれている状況と進むべき方向と

ここまで我々は、TPPとEUとに関して問題となっていることを見てきた。いづれにも当て嵌めるのは、国民が自分たちで自分たちのことを決められなくなりつつある、ということであった⁵⁰⁾。

こうしたことを指摘すると、経済取引が国を越えて行われるのが当たり前になっている今日、これは仕方のないことであってほかに選択肢はない、という批判が出てくる。あるいは、経済のグローバル化に逆らうのは保護主義かナショナリズムかであって、これらは世界を望ましからざるほうに導いてしまう、ということもよく唱えられる。そうした論調は、イギリスのEU離脱派も国民戦線（フランス）もドイツのための選択肢（ AfD ）もトランプのアメリカ大統領当選もすべて同じ動き（ナショナリズム）を体現した危ない思想であるとして、唯一の進むべき方向（一層のグローバル化）に対比させている。だが、こうした主張には、誤りが含まれている。

まず、TPPもEUもブロック経済、つまり限られた国々の間での枠組であって、その外側にいる国々とは貿易やその他の経済取引で自由化を進めるわけでもなんでもない。これを「グローバル化」と呼ぶことはできないのではなかろうか。さらにTPPに関しては、およそ自由とは言いかねる細い決りが歴大に設けられている。協定文が六百ページにも及ぶゆえである。

第二に、世界経済の進むべき道として、経済グローバル化かナショナリズムかの二者択一しかないというのは正しくない。もともと戦後世界経済の規則を作った人たちは、国と国との経済的な結びつきがどんどんつよまってゆくことを見越し、どれだけ経済取引が活発になろうとも各国間で摩擦を生ま

ないような仕組みを考えていた。内国民待遇である。関税と貿易とにかんする一般協定 (GATT) にそれは盛り込まれた。

内国民待遇とは、自国の人、もの、企業に与えることは他国の人、もの、企業にも同様に与えるべしという考えであり、これに従っていれば、各国の民衆は自分たちの手で自分たちの国のあり方を自主的に決めてゆける上に、各国間の文化、習慣、制度の違いに起因する経済紛争も起きないはずであった。けれども、こうした道がそもそもあった——GATT から世界貿易機関 (WTO) へと変ってもこの理念は今も生きている——ことを、新聞報道はあまり伝えない。紙面に出てくるのはもっぱら、「経済的繁栄をもたらすグローバル化」とその共通規則とに身を委ねることをよめるのか、あるいは「国を開くことをよして」ナショナリズムに向かうのか、といった二者択一である。外国との経済取引を大いに盛んにしつつも自国の進む道についてはしっかり自分たちで決められる——こうした道があることを我々は強調したい⁵¹⁾。

EU でそれぞれの国の民衆が自分たちのことを自分たちで決められなくなり、新自由主義が大手を振って歩いている問題に関しては、シュトレークやドゥノール、シュワルツによる提言が大いに参考になる。ユーロにこだわりすぎて各国の民主主義が働かなくなっているというのは明らかにものの優先順位を勘違いしており、通貨制度を今のユーロより緩いものに改めて国々の政策の自由を取戻してこそ真の統一ができる、という主張には大いに耳を傾けるべきであると考えます。ドゥノール、シュワルツによる提言はもっと根元からヨーロッパを立て直すことを目差しているので、提言の中身は通貨制度に留まらない。彼らの場合は、EU は当初から新自由主義的であって「社会的ヨーロッパ」は気休めの飾りとしての役目しか与えられてこなかったと見ているからである。彼らは経済学者でないため、政府がどの程度公共部門を営むべしと考えているのかということに関して、その根拠を含めて必ずしも十分に示されているとはいえない。とはいえ、社会の追求すべき価値を見失わないようにして、市場はあくまでそれに仕えさせるのでなければならないという考えは間違っていないと思われる。

さて、この取り組みでも何度か触れてきたハイエクの論文「各州間の聯邦主義の経済的条件」に関して、ここでぜひ我々の見解を述べておきたい。シュトレーク『買われた時間』もドゥノール／シュワルツ『欧州統合と新自由主義』も今のEUとのかかわりでこの論文をかなり大きく取上げているとはいえ、我々には、ハイエクはあくまで常識的なことを書いているようにしか見えない⁵²⁾。ハイエクは（ヨーロッパの）平和を希っていたからこそ、固定された国境を挟んで利害を異にする集団同士がいつも唾み合うことを避ける方途として、連邦制を望んだ——この論文は、こういうふうを読むこともできる。一般に、遠く離れていて価値観も異なっているために同胞と思えない人たちのための政策に人々は得心しないとハイエクは判断し、連邦が首尾よく形作られるには、それまで国が担っていたような政策は諦めねばならなくなるだろうと言ったまでのことである。

これは要するに、国ごとに独自の経済政策を打てるためにはそれぞれの国に主権がなければならない、と言っているのと同じことである。それはそのとおりであろう。むしろ我々としては、聯邦制さえ敷ければ平和になるというハイエクの論理に関して、そう言切ることができるのだろうかという疑を抱いてしまう。ほかならぬハイエク自身がこの論文にて繰返し例を上げつつ述べているように、遠く離れていて価値観も異なっている人たちは、互のことを同胞とは考えづらいことであろう。そうだとすれば、よし聯邦を拵えたとしてもその中で地域ごとの同胞意識が芽生えてきてしまって、それらの地域間での不仲は起きうるのではないかと我々は考える。現に今のEU——シュトレークは、なお新自由主義的になってきている点をさして、ハイエクの述べたとおりの道を歩んでいるとまで言っている——においては、経済力の勝っているドイツの民衆が、劣っているギリシャの民衆を自分たちの金で救ってあげねばならないことに得心できていないといわれる。このように、聯邦制にさえなれば平和が訪れるという論理が説得的でないとなれば、ハイエクが述べたことのうちで残るのは、各国が自前の経済政策を施せるには国に主権がなければならない、という部分だけになる。実はこの命題は、この

取組を通して我々が唱えたかったことにほかならない⁵³⁾。

EUには平和をめざすというねらいがもともとあったにしても、今日では新自由主義的な方針がにじみの御旗のようになってしまい、歴史も文化もさまざまであるヨーロッパにあってかなり気詰まりに感じている人たちが出てきているようである。国によっては、政策の自由があまりにないために、なんのためにEUに入っているのか必ずしもわからないようなことになりかけている。それぞれの国の人たちがそれぞれの生き方を追求できるよう、よいところは残した上でかなりの方向転換をしなければならないのではないかと思われる。

もちろん、国民国家という枠組みはある時代にヨーロッパの人たちが勝手にこしらえたものであるから、いつの時代でも、またどんな文化圏においても、あまねく成り立つ「完璧なもの」であるとは我々も考えない。しかしEUにせよ TPP にせよ、民衆が直感的に窮屈に感じて反発したくなるような制度はやはりどこかおかしいのではないだろうか。その民衆の気持ちをすくい取る選択肢としてナショナリズムしか示されていないので、そこに支持が向かっているものと我々は受止めている⁵⁴⁾。

5 おわりに

我々はここまで、ちまたで騒がれている国際経済上の主題——TPP と EU と——について、そのあらましと問題点とを確かめてきた。いずれにおいても、市井の人の民主的な統制が及ばないところで経済の重要なことが決められることになりつつあり、政府はだれのために経済政策を施すべきなのかという根源的なことがぐらついているありさまであることがわかった。今後の在り方についても考えた。

それぞれの国は歴史も文化もさまざまである。今後も民衆が自分たちで自分たちのことを決めてゆける余地をなるべく残してゆくべきであり、そのためには、ISDS 条項の入った TPP のようなやり方をよして、戦後世界経済の規則の一つである内国民待遇に則した経済運営につとめねばならないであら

う⁵⁵⁾。

もっとも我々とて、そもそも ECSC が作られたころの理念は尊びたい。さんざん砲火を交えてきた西ドイツ、フランス等が石炭や鉄鋼の共同管理を始めた理由に平和のためという考えがあったからこそ、2012年のノーベル平和賞が授けられるところまでいったのであろう⁵⁶⁾。実態はドゥノールとシュワルツとが爬羅剔抉したような面が相当程度にあったとしても、である。思えば、戦後世界経済の規則——内国民待遇、多国間調整、赤字国自己責任論——も戦前の反省の上に立った理想的なものであった。現実の世界経済は市場や多国籍企業の論理主導で営まれてゆく一方であり、なんびともそれを無視することはできない。けれども、市場の論理、多国籍企業の論理とは違った社会的価値が我々にはあるはずである。どの国のだれもが主体的な生き方ができるような政策を、場合によっては市場の論理に背いてでも追求する責任を国は負っている——このことを銘記するようにしたい。

注

- 1) 後で述べるように、発効には、凡ての国の議会で承認を得る必要はない。
- 2) EU に関しては、「一つのヨーロッパ」を目指すことの持つ意味についても考える必要がある。これについては後で触れる。
- 3) 以下、TPP についての大まかな説明は経済産業省資料による。
- 4) もっともこれは、TPP が単に貿易のみを扱ったものでなく、投資を含んだ幅広い経済取引に跨るものであることにも係っている。これについてはすぐ後で触れる。
- 5) 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」より。
- 6) 自給率の計算には輸出に回った分も含まれる。
- 7) 農業経済学者である鈴木宣弘が、農業面を中心にして TPP の問題点をえぐっている。鈴木宣弘『悪夢の食卓：TPP 批准・農協解体がもたらす未来』KADOKAWA、2016年、鈴木宣弘『「岩盤規制」の大義』農山漁村

文化協会、2015年、鈴木宣弘『食の戦争：米国の罠に落ちる日本』文芸春秋、2013年、鈴木宣弘・木下順子『よくわかる TPP 48のまちがい』農山漁村文化協会、2011年を参照。

- 8) 一般に、先進国は工業国という印象がもたれている。だがどこの先進国も懸命に自国の農業を守っており、日本のように農産物の輸入割合が高い国はない。
- 9) 中国包囲網をこしらえるという・国際政治上の理由にはここでは立ち入らない。
- 10) 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析」より。
- 11) よく TPP について「アジア・太平洋地域の成長を取りこむ」といわれるものの、たとえば中国にしてもインドにしてもこの協定には拘っていない。
- 12) 平成26年の失業率は年平均で3.6パーセントであった。平成28年9月では3パーセントにまで下がっている。
- 13) 松原隆一郎「国際競争力より内需創造力：現代「自然な資本投下の順序」論・序説」（農文協編『TPP と日本の論点』農山漁村文化協会、2011年）を見よ。
- 14) 同前、21ページ。
- 15) 福田泰雄「TPP と国民主権」（『経済』第204号、2012年）を見よ。
- 16) 同前、131ページ。
- 17) TPP は、凡ての国で国内手続きが済めばその60日後に発効する。国内手続きが済んでいない国があっても、6カ国以上かつ域内 GDP の85パーセント以上の国において手続きが済んだら、その日から60日後に発効する。それだけでなく、「6カ国かつ GDP の85パーセント」という条件が署名日から2年のうちに揃わなくても合意内容は消えない。揃った時点から60日後に発効する。『産経新聞』平成28年11月11日付より。
- 18) 以下、EU に纏る歴史や制度の叙述に関しては、辰巳浅嗣編著『EU：欧州統合の現在』第3版、創元社、2012年、藤井良広『EU の知識』第16版、

日経文庫、2013年を参考にした。

- 19) 但し、結果的に今の EU に連なっていたのは聯邦制の考えのほうである。イギリスはヨーロッパ自由貿易聯合に拘りつつもやがて考えを変え、73年にヨーロッパ共同体 (EC) に入ることとなる。
- 20) 一部の国には上下 6 パーセントの変動が認められた。
- 21) さらに2007年以降の金融危機を受けて、1997年に結ばれた安定・成長協定 (SGP) を金科玉条とする方向へと EU は進んでゆく。11年からは、それぞれの国が、マクロ不均衡、構造改革、財政の 3 点からヨーロッパ委員会によって見張られるようになった。それでも足りないということで、その後もなお厳しい監視体制が敷かれて現在に至っている。知れば知るほど、異常ではないかと思うほどの監視ぶりである。
- 22) ヨーロッパ理事会は全加盟国の首脳と常任議長とヨーロッパ委員会委員長とから成り、他の四権 (閣僚理事会、ヨーロッパ議会、ヨーロッパ委員会、ヨーロッパ司法裁判所) の上に立つ。つまり最高の権限を持つ。ただ、実質的な権限を持っているのは、国々の間の調整を行う閣僚理事会のほうである。ヨーロッパ議会は ECSC における共同総会に始る・伝統あるもので議員は EU 加盟国の人々から選挙で選ばれるとはいえ、国の議会とは違って立法権は閣僚理事会にもあり、共同決定方式が取られている。唯一の法案発議権を持つヨーロッパ委員会の拵えた法案が通った場合、それが「規則」であるならば、各国の法律より優先する。「指令」の場合は、その指令に沿って各国で法律等を改めることとなる。「決定」や「勧告、意見」はもっとよわい。
- 23) 特定多数決とは、国ごとに違った票数を与えた上で、投票の結果として一定の条件が満たされたならば可決とする意思決定方式を指す。
- 24) 事実上は、ヨーロッパ憲法条約に定められた考えの大部分がリスボン条約にいわば「本歌取り」として活かされている。
- 25) W. Streeck, *Gekaufte Zeit: Die vertagte Krise des demokratischen Kapitalismus* (Berlin: Suhrkamp, 2015), S. 151.

- 26) *Ibid.*, S. 158.
- 27) *Ibid.*, S. 168.
- 28) F. A. Hayek, "The Economic Conditions of Interstate Federalism" (*New Commonwealth Quarterly*, No. 2, 1939) を参照。
- 29) Streeck, *op. cit.*, S. 189.
- 30) *Ibid.*, S. 192.
- 31) *Ibid.*, S. 205.
- 32) *Ibid.*, S. 265.
- 33) *Ibid.*, S. 277.
- 34) *Ibid.*, S. 278.
- 35) *Ibid.*, S. 289.
- 36) *Ibid.*, S. 292.
- 37) *Ibid.*, S. 294.
- 38) *Ibid.*, S. 295.
- 39) *Ibid.*, S. 297.
- 40) F. ドゥノール／A. シュワルツ『欧州統合と新自由主義：社会的ヨーロッパの行方』（小沢裕香・片岡大右訳、論創社、2012年）、13ページ。
- 41) 同前、29ページ。
- 42) 同前、84ページ。
- 43) 同前、103ページ。
- 44) 同前、114ページ。
- 45) 同前、120-121ページ。
- 46) ドゥノールとシュワルツとは次の三つの点が大切であると述べている。
 - (イ) 法の相互承認という形に則ることで、それぞれの国の立法を前もっていちいち突合せることなしに統合へと進むことができるようになった。
 - (ロ) 競争相手の国から輸入されたものに国内技術を競合させることができなくなった。

(ハ) 国々の間で法を競わせるというやり方でヨーロッパ建設を進めるという感じを人々に与えることができるようになった。

同前の138ページを参照。

47) 同前、180ページ。直接には、T. ヴァイゲルの考えた「安定協定」について指摘したもの。

48) 同前、182ページ。

49) 同前、204-205ページ。

50) TPPもEUもそれぞれにさまざまな問題を抱えており、我々が見てきたものはそれらのうちの一部にすぎない。この取組で扱っている事柄が、扱っていない事柄よりも重要であると言う積りはない。

51) これは、戦後世界経済の望ましいあり方として伊東光晴がつとに説いてきたことであった。一例として伊東光晴『日本経済と産業と企業』放送大学教育振興会、1993年の第15章を参照。

52) 実際、ほかならぬハイエク自身が、自分の唱えていることは常識的なことであると論文内で何遍も述べている。

53) EU内の国々が文化的、歴史的、経済的に多様であるにもかかわらず、それにお構いなしで行政組織が画一的に統一を図ろうとしていることのかかえる問題点について、宇沢弘文が生前に指摘していた。宇沢弘文・内橋克人「規制緩和を語る資格は誰にあるか」(『世界』第606号、1995年)を参照。

54) EUの民衆の間で、環大西洋貿易投資連携協定(TTIP)に反対する運動が起きているという。理由はISDS条項に対する危機感であるとされている。『朝日新聞』平成28年11月2日付より。

55) アメリカでのトランプ政権誕生に伴ってTPPは発効があやぶまれているものの、これがポシャったとして代わりに待っている(といわれている)のは、アメリカとほかの国との相対での交渉である。相対交渉となれば力のつよいほうが不条理な要求をむきだしにしてくることが予想され、国によってはTPPよりもおぞましい交渉結果となりかねない。これもまた戦

後世界経済の規則の一つ、多国間調整を踏みにじる路線である。

- 56) 真珠湾で2016年12月27日にB. H. オバマの言ったこと「もっとも激しく戦った敵同士は、最強の同盟を作ることができる」を読むと、独・仏のことを語ったものでないにもかかわらず、独・仏のことを思い浮かべてしまう。